

斑鳩町地域防災計画(改訂案) 意見募集(パブリックコメント)の結果

ご意見	町の考え方
<p>次の3点について具体的に展開されたい。</p> <p>① 第2編 第2章 第2節 第4 通信手段の整備 3 無線通信施設の整備・拡充 (4)無線従事者の養成 「防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。」</p> <p>② 第3編 第2章 第8節 第1 児童・生徒等の安全確保【学校等における防災計画策定の留意事項】3 防災教育の推進に関する内容 (1)防災教育の推進及び指導計画</p> <p>③3. 安否確認 第3編 第2章 第8節 第2 緊急措置 2 登下校時に地震を観測した場合 (1)(2)内の安否確認</p>	<p>本計画の実効性を高めるためには、計画に定めた事項を平常時から着実に推進していくことが重要であると認識しております。</p> <p>ご提示いただいた3点につきましても、以下の通り取り組みを進めてまいります。</p> <p>①本計画では、災害発生時の情報体制を確保するため、平時から通信手段の整備を図るとともに、通信設備や機器の保守点検・耐災性の向上等に努めることを定めています。また、機器操作及び通信要領の習熟を目的とした訓練を定期的実施するとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるように努めることとしています。これらの取り組みの一環として、防災行政無線局等の円滑な運用を確保するため、無線従事者の計画的な養成と適正配置に取り組んでまいります。</p> <p>②本計画では、各学校の校長等が防災計画を策定するにあたり、防災教育の推進及び指導計画の作成を留意事項として定めています。具体的には、防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進するための基本計画と位置づけており、安全管理との関連、地域の関係機関との連携等の内容を明確にした上で全教職員の共通理解を図って作成することとしています。 教育委員会および各学校と連携し、防災教育が学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進されるよう取り組んでまいります。</p> <p>③本計画では、登下校時に地震を観測した場合の対応として、以下の手順を定めています。</p> <p>(1)安否確認の実施 通学路および学校周辺の情報収集・安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。</p> <p>(2)避難誘導と安全確保 ・登校時：避難場所の安全を確認・確保した上で、登校してきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確保・安否確認を行う。 ・下校時：学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認・安否確認を行う。</p> <p>(3)保護者への情報提供 保護者に対して正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化し、混乱を防ぐ。</p> <p>【平時からの備え(訓練)】 上記の対応を実効あるものとするため、本計画では学校等における防災計画の留意事項として、以下の訓練を定期的実施することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路・避難場所の設定(災害の種類に応じた複数の経路・場所の設定) ・実践的で多様な防災(避難)訓練の実施 ・児童・生徒等の安否確認訓練 ・児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練 <p>また、緊急時の連絡体制として、教職員および保護者への複数の連絡方法の整備、ならびに消防・警察・医療機関等の関係機関への連絡体制の確保も定めています。</p> <p>さらに、南海トラフ地震に関する防災対策推進計画においても、学校教育における地震防災知識の普及として、「児童生徒等の登下校(園)時等の安全確保方法」を教育・指導内容に明示しており、教育活動全体を通じて児童・生徒等への地震防災教育、研修等を通じた教職員への地震防災教育、PTA活動等を通じた保護者への知識の周知徹底を図ることとしています。</p> <p>これについても教育委員会および各学校と連携し、実効性ある体制の整備に継続して取り組んでまいります。</p>